

日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の一部改正

(路上喫煙禁止区域の指定) について

○目的

日進市では、市民等の生活環境の美化を推進するにあたり、路上喫煙を防止するため、日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例を改正します。

○背景

- 1 健康増進法の一部改正（平成 30 年 7 月 25 日）が公布され、受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等が、区分に応じ禁煙することとなる。
 - (1) 喫煙する際の周辺の状況への配慮義務（平成 31 年 1 月 24 日一部施行）
 - (2) 学校、病院、行政機関の庁舎等（令和元年 7 月 1 日一部施行）
 - (3) 上記以外の施設等（令和 2 年 4 月 1 日全面施行）
※日進市は、市役所、福社会館、公園等の公共施設の敷地内禁煙を実施。
- 2 大型店舗の立地、住宅の建築等により駅利用者が増加する中で、駅前広場等での他人に迷惑を及ぼす路上喫煙、たばこの吸い殻のポイ捨てが散見される。
- 3 県内 38 市中 12 市が路上喫煙禁止区域を指定（予定を含む。）

○改正内容

- 他人に迷惑を及ぼす路上喫煙（道路、公園その他の屋外公共施設での喫煙）をしないように努めなければならない旨を条項に規定する。
- 路上喫煙禁止区域の指定を可能とする条項を規定する。
- 環境美化施策（空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害の防止）に、路上喫煙禁止区域の指定を追加することにより、指定区域内での必要な指導、助言又は勧告が行える旨を規定する。
- 罰則規定は、守らせるという姿勢ではなく、マナー向上や美化活動の機運を地域ぐるみで醸成することを重視し、規定しない。

○効果

- 1 地域との協働により、市民の駅等に対する愛着、価値観が向上する。
- 2 駅前等のたばこの吸い殻のポイ捨てが減少する。
- 3 市として「環境美化」「健康」へのメッセージの発信。

○工程

- 1 市民参加手続きの実施（パブリックコメントなど）
- 2 市議会での条例改正の審議及び議決後公布（令和3年12月）
- 3 アンケート調査
- 4 指定区域内の市民等及び事業者の意見聴取並びに関係機関との協議
- 5 指定区域の告示（令和4年4月）
- 6 市民等への周知
- 7 指定区域の施行（令和4年6月）

一宮市



大府市



●喫煙所設置事例 (犬山駅)

